

緩降機 **スローダン125**

取付金具

【TB二段式腰付型】

取扱説明書

この取扱説明書は、緩降機【スローダン125】の取付金具【TB二段式腰付型】の取扱上の注意事項、及び保守管理上の注意事項に関して記述したものです。常に本体と一緒に保管し、活用して下さい。

【目次】

1. 概要	1
2. 外観図及び構成部品名称	2
3. 操作説明	3
(イ) 正しい使用方法	■ 3
(ロ) 正しい収納方法	■ 6
(ハ) その他の注意事項	■ 6
4. 保守管理	7
(I) 防火管理者の責務	■ 7
(II) 法定点検	■ 7
(イ) 点検時期及び点検事項	■ 7
(ロ) 点検内容の詳細	■ 7
(III) その他の注意事項	■ 7

1. 概要

「TB二段式腰付型」取付金具とは、一般構造用圧延鋼材(S S 4 0 0 Jis 3 1 0 1)、一般構造用角形鋼管(S T K R 4 0 0 Jis G 3 4 6 6)が主材料で、角形鋼管を組み合わせた柱を主構造とし、使用時に二段の柱を伸長させ、「アーム」の「吊環」に「スローダン125」を吊り下げて使用する取付金具で、床面に固定されています。

設計荷重3.9KN(390kg)に充分耐え得るよう設計し、又、充分な品質管理の基に製造しておりますが、恒久的なものではありません。常日頃の点検をお願い致します。

機種としては下記の4種類で、室内型と防水型があります。

標準型 —— 取付の壁面に対して「アーム」が直角に出るタイプです。

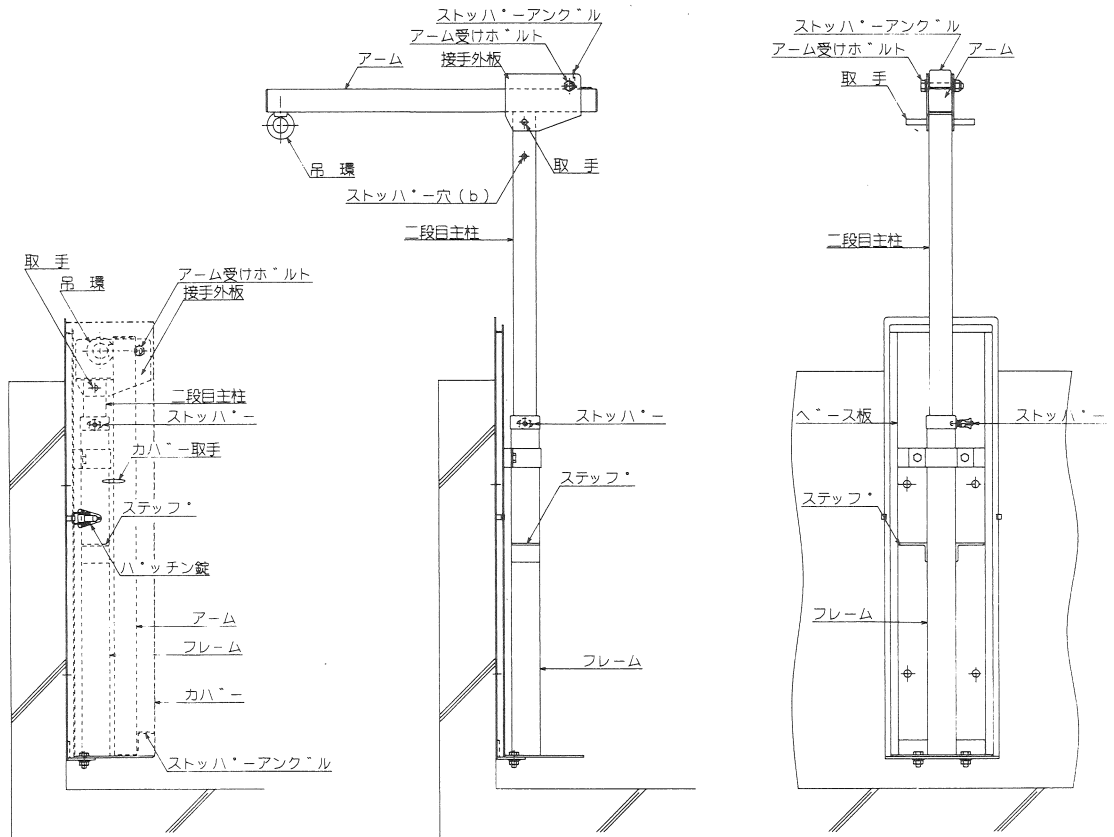
本器収納型 —— 別名セット式と称し、金具に「スローダン125」本器と「リール」が収納されているタイプです。

アーム斜出型 —— 取付の壁面に対して「アーム」が斜めに出るタイプです。

アーム横出型 —— 取付の壁面に対して「アーム」が平行に出るタイプです。

2. 外観図 及び 構成部品名称

T B二段式腰付型 (防水型標準)



収 納 時

使 用 時

3. 操作説明

いざ『火事だ!』という時に使用方法が分からなければ避難が出来ず、宝の持ち腐れとなってしまいます。いざと言う時に惑わず使用出来るよう、日頃の訓練をお勧めします。

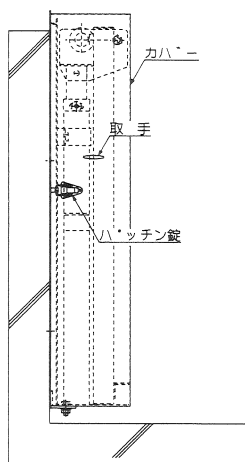
緩降機「スローダン125」に関する操作方法は、別冊の取扱説明書を参照して下さい。

(イ)正しい使用方法

この取付金具を使用して避難する為に、下記の操作手順及び注意事項を遵守して、正しい操作を行って下さい。又、アームの方向の違い、室内型と防水型の違いはあっても、すべて同じ操作方法で使用出来ます。

操作手順〈1〉窓、扉等の避難用開口部を開けて下さい。

操作手順〈2〉カバーを外して下さい。



*室内型の場合は、「取手」を持ち、手前に引き出すと外れます。

*防水型の場合は、カバーの横に付いている「パッチン錠」を外し、カバーの取手を持ち、手前に引き出すと外れます。

*セット式の場合は、カバーを取った後、取付金具に付いている「スローダン125」を外してから次の操作を行って下さい。

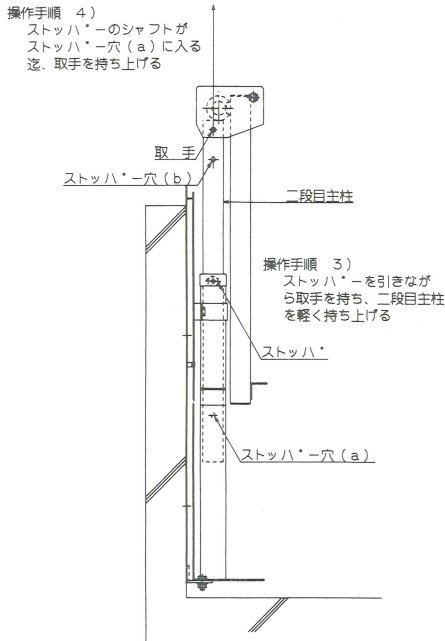
*カバーの上には物を置かないで下さい。

操作手順〈3〉「取手」を持ち、フレームに付いている「ストッパー」を引きながら、二段目主柱を軽く上昇させて下さい。

*この取付金具には、上昇用のスプリングが内蔵されており、「ストッパー」を引くと、二段目主柱が「アーム」の「吊環」の位置まで、押し上げられます。

⚠ 注意

二段目主柱を伸ばす時は、必ず「取手」を押さえながら「ストッパー」を引いて下さい。



操作手順〈4〉さらに「取手」を、フレームに付いている「ストッパー」のシャフトが、二段目主柱下部にある「ストッパー穴(a)」(穴は見えない位置にあります)に、「パチン」という作動音がして差し込まれるまで、持ち上げて下さい。

この時、「アーム」も一緒に上昇します。

***「ストッパー」に関する共通注意事項**

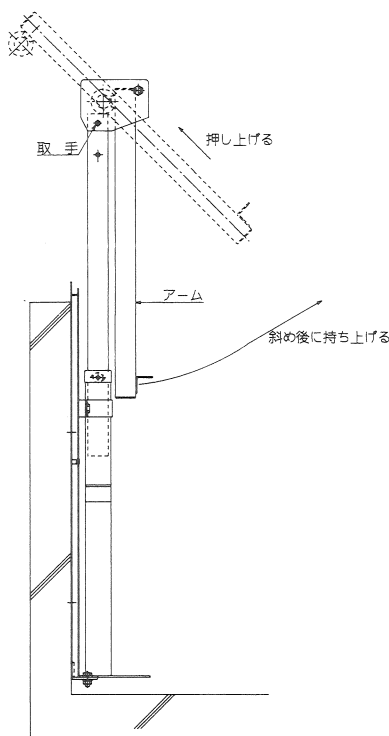
正常な時、「ストッパー」はスプリングの力により自動的に作動し、必ず「パチン」という作動音がして固定されます。

⚠ 警告

作動音がしない場合は、絶対に使用しないで下さい。事故につながる恐れがあります。

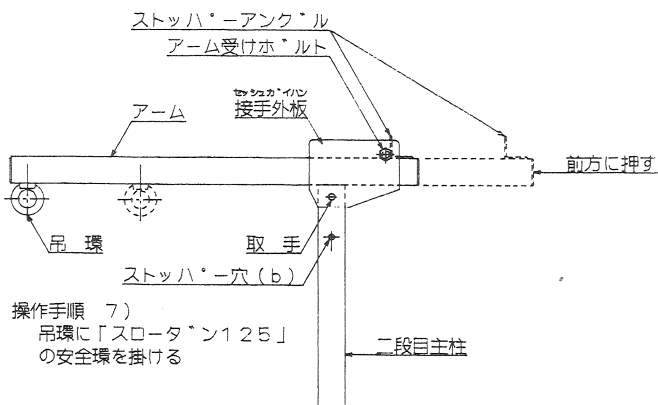
その場合には、速やかに保守点検契約者、又は施工者(避難器具の施工業者)に点検・整備を依頼して下さい。

操作手順〈5〉 ぶら下がっているアームの後端を、斜め後ろに持ち上げながら、前方に押し出して下さい。



* 開口部や操作空間の状況によっては、「アーム」を出してから、柱を伸ばす場合もあります。

操作手順〈6〉 持ち上げたアームの「ストッパーアングル」が、^{セッシュェガイハン} 接手外板に取り付けられた「アーム受けボルト」に接触するまで、前方に押し出して下さい。



操作手順〈7〉「アーム」先端の「吊環」に「スローダン125」の安全環を取り付けて下さい。

*「アーム」が長い場合は、ある程度「アーム」を押し出し、途中で「スローダン125」の安全環を取り付けてから、「アーム」を正しくセットする事も出来ます。

以上で【TB二段式腰付型】の操作は終了、以後は別冊の「スローダン125」の取扱説明書に基づき、操作をして下さい。

「スローダン125」の着用具を装着後、窓等の避難用開口部、又はテスリ等を乗り越えようとする時、フレームに付いているステップに足を掛けると楽に乗り越えられます。

(ロ)正しい収納方法

操作手順〈1〉「スローダン125」の「ロープ」を「リール」に巻取った後(「スローダン125」取扱説明書の「正しい収納方法」を参照して下さい。)、 「アーム」の吊環から「スローダン125」の安全環を外して下さい。

操作手順〈2〉「アーム」を後方に引き、下に垂らして「アーム」を収納して下さい。

操作手順〈3〉「取手」を持ち、フレームに付いている「ストッパー」を引きながら、二段目支柱を押し下げて下さい。この時、「アーム」も一緒に下がります。

操作手順〈4〉さらに「取手」を、「ストッパー」のシャフトが、二段目支柱上部の「ストッパー穴(b)」に、「パチン」という作動音がして差し込まれるまで、押し下げて、二段目支柱を収納して下さい。

操作手順〈5〉最後にカバーを掛けて下さい。

⚠ 注意

防水型の場合にカバーを掛け忘れると、腐食の原因となりますのでご注意ください。

*セット式の場合は、「スローダン125」を専用の収納ケースに入れ、収納ケースの固定バンド(2本)を金具の取手ピンに掛けてから、カバーを取り付けて下さい。

(ハ)その他の注意事項

下記のような行為は、絶対にしないでください。事故や故障の原因となります。

⚠ 警告

- ①荷物の運搬や、窓の清掃など、『避難の目的』以外に使用する事。
- ②設計荷重3.9kN(390kg)以上の荷重を掛けること。

4. 保守管理

(I) 防火管理者の責務

「取付金具」も、緩降機「スローダン125」と同様に、防火管理者の責務(消防施工令第4条)として、消防法第17条3-3により「スローダン125」の取付金具の定期点検を行い、且つ、消防長、又は消防署長に点検結果を報告する事が定められております。上記規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は消防法第44条7-3により罰せられます。

(II) 法定点検

[イ] 点検時期及び点検事項

点検時期	点検事項		
	点検対象物	点検内容	種別
6ヵ月に1回以上	取付金具	1. 損傷、腐食等の目視検査 2. 取付金具の作動状況 3. 取付固定部材の状況	機能点検

[ロ] 点検内容の詳細

- ①点検業務は、消防設備士、又は消防設備点検資格者等の有資格者が行って下さい。
- ②損傷、腐食等の目視検査とは、取付金具、取付固定部材等の金属部の損傷及び錆の発生の有無を目視で検査する事を言います。
- ③取付固定部材とは、取付金具を建物等に取り付けた「ボルト」及び「ナット」の事を言い、点検時には、損傷、腐食等の有無の確認、及び所定のトルク値 {概ね4 ~ 4.5KN・cm (400 ~ 450kgf・cm)} にて引抜強度の確認をして下さい。
- ④点検時に異常が認められた場合は絶対に使用しないで下さい。その場合には、速やかに保守点検契約者、又は施工者(避難器具の施工業者)に点検・整備を依頼して下さい。

(III) その他の注意事項

- ①上記法定点検以外にも、**随時建造物との取付状態及び腐食に留意し、異常を認めた時は、絶対に使用しないで下さい。**その場合には、速やかに保守点検契約者、又は施工者(避難器具の施工業者)に点検・整備を依頼して下さい。
- ②建造物の新築、増改築等による取付場所の移動の際は、所轄の消防署に届け出が必要となりますので保守点検契約者、又は納入者(避難器具の施工業者)にご連絡下さい。

保守点検業者連絡先

Blank area for maintenance contractor contact information.

納入業者連絡先

Blank area for supplier contact information.

製造者連絡先



株式
会社

消防科学研究所

本 社 東京都中央区日本橋小舟町4番11号 第2南川ビル
〒103 TEL 東 京 03-3665-0451 (代表)
FAX 東 京 03-3665-0454
大阪支所 大阪市中央区久太郎町2丁目1番27号 幸ビル(株)長野計器内
〒541 TEL 大 阪 06-261-4578
FAX 大 阪 06-261-7201